

2. 高額療養費制度（70歳未満）

病気やけがで病院にかかった場合の医療費の自己負担額は、前回お話をさせていただきましたが、高額療養費制度は、1か月の自己負担額が、一定の金額を超えた場合に超えた部分が払い戻される制度です。

高額療養費制度は、70歳未満と以上によって自己負担限度額が違います。今回は、**高額療養費制度（70歳未満）**ですが、下記表のように所得によっても違います。

70歳未満の場合

	所得区分	ひと月の自己負担限度額（世帯ごと）	4回目からの自己負担限度額
1	年収約 1,160 万円以上	252,600 円 + （総医療費 - 842,000 円 × 1 %）	140,100 円
2	年収約 770 万円 ~ 約 1,160 万円	167,400 円 + （総医療費 - 558,000 円 × 1 %）	93,000 円
3	年収約 370 万円 ~ 約 770 万円	80,100 円 + （総医療費 - 267,000 円 × 1 %）	44,400 円
4	年収約 370 万円以下	57,600 円	44,400 円
5	住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

(※) 過去 1 2 か月以内に 3 回以上限度額に達した場合には、4 回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります。

(※) 健康保険組合には、自己負担の軽減を図るための付加制度がある場合もあります。

(※) 同じ健康保険に加入の場合には、世帯で計算可能ですが 70 歳未満の場合には、自己負担額が 2 1, 0 0 0 円以上の場合のみ合算可能。

令和 4 年 1 1 月現在 厚生労働省ホームページより

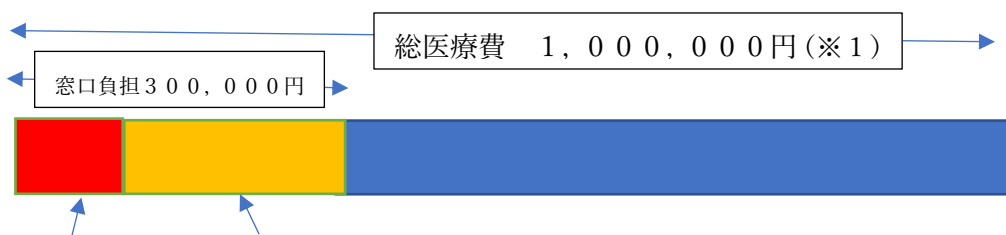
例) 50歳の年収500万円（上記表3）の人が、1か月以内の総医療費が1,000,000円の場合
(1~3回目)

総医療費 1,000,000円（窓口支払は3割負担 = 300,000円）

上記表3より

$$80,100 \text{円} + (1,000,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% = 87,430 \text{円 (自己負担額)}$$

$$300,000 \text{円} - 87,430 \text{円} = 212,570 \text{円 (高額療養費払戻金額)}$$



自己負担限度額

87,430円

高額療養費払戻額

212,570円

(※1) 窓口負担300,000円の場合の実際の医療費金額

気をつけたいのは、同じ窓口負担300,000円でも、**所得が高い人**は、自己負担額も高くなります。例えば、年収が1160万円以上の人の場合、計算方法は上記1で、自己負担額は、**254,180円**となります。また、**差額ベッドや入院時の食費負担や先進医療、自由診療の費用などは、高額療養費の対象とはなりません**ので、貯蓄や民間の医療保険などで備えておくといいでしょう。